

インフルエンザ予防接種 補助金支給規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合 インフルエンザ予防接種補助金支給規程

(目的)

第1条 この補助金支給の目的は、神奈川県電子電気機器健康保険組合（以下、「組合」という。）の被保険者および被扶養者が、医療機関においてインフルエンザ予防のため費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(補助金の支給限度額)

第2条 補助金の額は、年度内3, 500円を限度に補助するものとする。

ただし、実費額（税を含む。）が補助額未満のときは、実費額を補助するものとする。

(補助金支給申請手続きと支給)

第3条 補助金の支給申請及び支給方法は、次のとおりとする。

2. インフルエンザ予防接種補助金申請書を整備のうえ、領収書(コピー)を添付し、組合に申請するものとする。

3. 申請の時期は、インフルエンザ予防接種実施後にすみやかに申請すること。

ただし、年度内の申請とする。

(個人情報の秘密厳守)

第4条 組合加入事業所及び組合は、当該申請書の個人情報の秘密を厳守し、他の用途に使用しないこと。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年2月24日第72回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年2月16日第84回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年2月23日第89回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年2月19日第98回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年2月20日第103回組合会)